

JRF Pay 利用規約

2019年5月10日制定

第1条 適用範囲

- 1 本規約は、資金決済に関する法律に従い、第三者型前払式支払手段発行業の登録を受けている株式会社ジャパンレミットファイナンス（以下「当社」といいます。）の発行する JRF Pay（以下「JRF Pay」といいます。）および JRF Pay の未使用残高を確認できる JRF Pay ウォレットに関する取扱いについて定めるものです。利用者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、JRF Pay ウォレットを開設し、JRF Pay をご利用いただくものとします。
- 2 利用者が未成年者である場合は、法定代理人の同意を得たうえで JRF Pay ウォレットおよび JRF Pay サービスをご利用いただくものとします。
- 3 前二項に加えて、利用者は、JRF Pay ウォレットまたは JRF Pay を実際に利用することによって、本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。
- 4 利用者が、当社所定の方法により JRF Pay サービスを利用した場合には、利用者は JRF Pay の利用にも本規約が適用されることに合意します。

第2条 定義

- 1 「JRF Pay」とは、当社が提供するサービスのうち、JRF Pay ウォレット保有者の JRF Pay ウォレットにおいて保有され、JRF Pay ウォレット保有者が加盟店での購買における代金の支払に使用したり、他の利用者に対して譲渡したりすることが可能な前払式支払手段をいいます。
- 2 「JRF Pay ウォレット」とは、当社所定の手続（犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める取引時確認の手続を含みますが、これに限りません。）を経て開設され、JRF Pay のみを保有することができる当社が提供するウォレットをいいます。
- 3 「JRF Pay ウォレット保有者」とは、JRF Pay ウォレットを保有する利用者をいいます。
- 4 「JRF Pay ウォレット保有者等」とは、JRF Pay ウォレット保有者およびその配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、家事使用人または JRF Pay ウォレット保有者から正当な権限を与えられて対象端末等を使用する者をいいます。
- 5 「JRF Pay サービス」とは、当社が JRF Pay に関連し提供する一切のサービスをいいます。
- 6 「JRF Pay AP」とは、当社が利用約款に従って JRF Pay を記録し使用するために必要な機能を備え、QR コードによる情報認識が可能なアプリケーションをいいます。当社所定の加盟店との取引代金の決済サービスの一部を構成するものをいいます。
- 7 「加盟店」とは、当社との間で当社所定の JRF Pay 加盟店契約を締結し、当社所定の加盟店マークを表示する者および当社が JRF Pay による決済を認めた店舗等をいいます。
- 8 「対象商品」とは、加盟店によって販売または提供される、JRF Pay により代金決済ができる商品およびサービスをいいます。
- 9 「必要措置」とは、(i) JRF Pay サービスの利用の停止、禁止、(ii) JRF Pay サービスに関する一切の JRF Pay ウォレットの利用の停止、削除、またはこれらの JRF Pay ウォレットの保有者としての地位の剥奪、(iii) 利用者が保有する JRF Pay ウォレットまたは JRF Pay の失効、(iv) 利用者の JRF Pay の利用の停止、禁止、(v) その他当社が必要かつ適切と判断する措置の全部または一部をいいます。
- 10 「利用者」とは、JRF Pay サービスのすべての利用者（JRF Pay サービスを利用しようとする者を含みます。）をいいます。
- 11 「関連サービス」とは、当社が認めた、当社以外の者が提供する一切のサービスをいいます。
- 12 「関連サービス提供者」とは、関連サービスを提供する者をいいます。

第3条 利用登録等

- 1 JRF Pay は、当社にて JRF Pay サービスの利用登録をなされた方へのサービスとなります。
- 2 JRF Pay サービスへの利用登録の方法は、当社の窓口でのお申込み、当社所定の申込書を郵送いただくことによるお申込み、または、当社が管理する Web ページもしくは JRF Pay AP からのお申込みのいずれかの方法によります。
- 3 当社は、日本国内に居住し、JRF Pay サービスの利用登録を完了した申込者に対して、所定の手続を経たうえで JRF Pay ウォレットを開設いたします。
- 4 申込者が未成年の場合には、親権者等法定代理人の同意を得たうえで利用登録を行うものとします。
- 5 申込者は、JRF Pay サービスの利用登録にあたり、当社所定の情報を当社に対して提供するものとします。
- 6 JRF Pay サービスの利用登録において、申込者が登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更があった場合、利用者は、第 28 条第 3 項に従い、速やかにこれを変更後の内容に修正しなければなりません。
- 7 JRF Pay ウォレットは、利用者は、1 つのみ開設できます。
- 8 JRF Pay ウォレットに関する一切の権利は、利用者により専属的に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

第4条 JRF Pay サービスのパスワード

- 1 利用者は、JRF Pay サービスを利用するにあたって、当社所定の方法によりパスワードを設定することができます。
- 2 利用者は、当社所定の方法により、いつでもパスワードを変更することができます。
- 3 利用者は、パスワードを厳格に管理し、他人に漏らしてはならないものとします。また、利用者は、JRF Pay サービスの利用に必要なアプリをインストールした端末を厳格に管理し、他人に使用させてはならないものとします。
- 4 当社は、当社が送信を受けたパスワードが当社に登録されたパスワードと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱ったうゑは、実際の通信当事者が利用者本人でなかった場合でも、利用者本人による通信とみなし、それによって生じた損害について責任を負いません。当社が、利用者がインストールしたアプリに一意に付与された識別符号と当社に登録された識別符号と一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合についても同様とします。
- 5 利用者がパスワードを失念した場合、当社所定の方法により、パスワードを再設定できるものとします。

第5条 利用目的

JRF Pay ウォレット保有者は、利用者間の JRF Pay の譲渡および決済等を行う目的でのみ JRF Pay ウォレットおよび JRF Pay を利用することができます。

第6条 JRF Pay の発行（購入）

- 1 JRF Pay ウォレット保有者は、当社が提携し発行するゆうちょ銀行の ATM カードの利用（当社が定める JRF 送金カードの利用規約（2018年6月25日制定）に従い、利用毎に ATM 手数料（別途規定）がかかります）、JRF の送金ウォレット保有者からの残額譲渡、または JRF Pay ウォレット保有者からの残額譲渡により JRF Pay を購入することができます。
- 2 JRF Pay ウォレットの残高の上限額（以下「上限額」といいます。）は 100 万円です。上限額を超えた購入をすることはできません。
- 3 購入された JRF Pay は、JRF Pay ウォレットに残高として記録されて発行されるものとします。
- 4 JRF Pay には、利息はつきません。

第7条 JRF Pay の利用（決済）

- 1 JRF Pay は加盟店との間の対象商品の代金決済に利用することができます。ただし JRF Pay の代金決済は 1 回あたり 20 万円（税込）を上限とします。また代金決済時に一定金額以上の利用がある場合は、当社による電話等の通信手段により利用者の本人確認等をさせていただく場合がございます。
- 2 JRF Pay ウォレット保有者は、JRF Pay で対象商品を購入する場合は、当社に対し、当社所定の方法によってその都度またはあらかじめ一定の金額もしくは一定の算定方法に基づき算出される金額、有効期間、対象商品その他所定事項を指示して当該対象商品の代金相当額の送金を依頼し、当該送金資金を JRF Pay で支払うものとします。JRF Pay ウォレット保有者が、対象商品の購入の都度 JRF Pay での代金決済を指定し、送金依頼額が JRF Pay ウォレット保有者の JRF Pay ウォレットにおいて保有する JRF Pay の残高の範囲内である場合には、JRF Pay の残高から送金依頼額を差し引くことにより、当該送金依頼があったものとみなされます。JRF Pay ウォレット保有者が、あらかじめ一定の事項を指示して対象商品を購入するときは、その指定に基づく特定の対象商品の購入の際に、JRF Pay での代金決済を指定し、送金依頼額が JRF Pay ウォレット保有者の JRF Pay ウォレットにおいて保有する JRF Pay の残高の範囲内である場合には、JRF Pay の残高から送金依頼額を差し引くことにより、当該送金依頼があったものとみなされます。
- 3 前項により JRF Pay ウォレット保有者の JRF Pay ウォレットの残高から差し引かれた JRF Pay は、当該差し引きが行われた時点で、当社は、JRF Pay ウォレット保有者に対して、加盟店（代理権者等加盟店から当該送金資金の正当な受領権を与えられた者を含みます。）に対する当該送金資金の送金を約するものとします。当社は、加盟店との間であらかじめ定める時期に当社所定の方法で加盟店に送金を行います。
- 4 当社は、JRF Pay ウォレット保有者を含む利用者との間の対象商品の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、JRF Pay を利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、当社は JRF Pay の返還等を行う義務を負わず、JRF Pay ウォレット保有者と加盟店との間で解決していただくものとします。
- 5 前項にかかわらず、JRF Pay ウォレット保有者と加盟店との間の対象商品の取引が当社所定の方法によって加盟店により取消または解除された場合、当社は JRF Pay ウォレット保有者の JRF Pay ウォレットに第 2 項に基づき差し引いた JRF Pay を返還することがあります。

第8条 JRF Pay の譲渡

- 1 JRF Pay は、他の JRF Pay ウォレット保有者に対して、その残高の範囲内で譲渡することができます。ただし、JRF Pay の譲渡は、1 回あたり 100 万円を上限とします。なお、譲受人の残高上限額を超える JRF Pay の譲渡はできません。
- 2 JRF Pay の譲渡があった場合、JRF Pay ウォレットに譲渡された額が残額として追加して記録されます。
- 3 当社は、JRF Pay の譲渡人と譲受人との間の取引その他の法律関係について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、JRF Pay の譲渡後に、かか

る譲渡の原因となった反対債務の不履行または不完全、譲受人の不法行為または違法行為、その他の問題が生じた場合であっても、当社は、法令等に基づき義務付けられる場合を除き、JRF Pay の返還等を行う義務を負わず、譲渡人と譲受人との間で解決していただくものとします。

第9条 JRF Pay の譲受

1 JRF Pay ウォレット保有者は、当社もしくは他の JRF Pay ウォレット保有者から、JRF Pay を譲り受けることができます。譲り受けた JRF Pay は、JRF Pay ウォレットに残高として追加して記録されます。

2 JRF Pay の譲受については、第8条第2項および第3項を準用します。

第10条 JRF Pay の残高確認方法

1 JRF Pay ウォレット保有者は、JRF Pay AP 内の残高確認画面（以下「残高確認画面」といいます。）において、JRF Pay の残高を確認することができます。

2 一部の加盟店においては、システムの不備、当社に対する返金処理に係る連絡の遅れ、その他の理由により、JRF Pay ウォレット保有者が使用した JRF Pay が即時にその保有残高から引き落とされない結果、残高確認画面において表示される JRF Pay の残高と JRF Pay ウォレット保有者の実際の保有残高が異なることがあります。

第11条 JRF Pay の払戻

1 JRF Pay ウォレット保有者は、原則払戻および対象商品の代金の釣り銭を現金にて原則受け取ることはできません。ただし、資金決済に関する法律に定める例外に該当すると当社が認めた場合は、JRF Pay ウォレット保有者が当社の窓口に来訪するか、Email（払戻にかかわる当社の Email アドレスは complain@jpremit.com）を通じ払戻の申請をすることができます。資金決済に関する法律に定める例外に該当すると当社が認めた場合に限り、当社は、当社所定の方法により、当該保有者の JRF Pay ウォレット内に保有している JRF Pay を1円単位で払い戻します。

2 前項の払い戻しを行う場合、(i)JRF Pay ウォレット保有者が指定した銀行口座に対する払戻しの指示を行います。かかる払戻し指示をした場合、指示に係る払戻額から次条で定める払戻手数料およびこれに対する消費税相当額を差し引いた残額が当該銀行口座に現金として振り込まれ、当該時点においてかかる払戻額、払戻手数料およびこれに対する消費税相当額の合計に相当する JRF Pay が JRF Pay ウォレットから差し引かれます。JRF Pay ウォレット保有者が指示した払戻額が、払戻手数料およびこれに対する消費税相当額の合計を超えない場合は、払戻しできませんのでご注意ください。また(ii)JRF Pay ウォレット保有者が、当社の窓口にて払戻しを受けることができます。この場合、払戻に係る手数料等はかかりません。

第12条 手数料

JRF Pay ウォレットおよび JRF Pay サービスに係る手数料は、別途当社ウェブサイト内の手数料に関する場所に掲示するとおりとします。なお、JRF Pay ウォレットまたは JRF Pay の利用に伴い、税金や付帯費用が発生する場合には、JRF Pay ウォレット保有者がこれらを負担するものとします。そのほか、払戻に際して金融機関所定の費用などが発生しますので、ご注意ください。

第13条 個人情報の取扱い

1 当社は、利用者のプライバシーを尊重しています。

2 当社は、利用者から収集した情報を安全に管理するため、セキュリティに最大限の注意を払っています。

3 当社は、JRF Pay サービスの不正利用の調査・犯罪捜査に必要な場合、必要に応じ、クレジットカード会社、金融機関、当局に対して、利用者の登録情報、取引履歴情報、その他の必要な情報を開示することができ、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

4 当社が利用者から取得した情報の取扱いは当社の個人情報保護基本方針に従います。本条と個人情報保護基本方針が抵触する場合、本条が優先して適用されます。

第14条 反社会的勢力ならびにテロリストの排除

利用者が、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は JRF Pay サービスを直ちに停止し、何らの催告を要することなく必要措置を講じることができます。また、当社が必要措置を講じた場合、かかる必要措置によって利用者が生じた損害、損失および費用を補償する責任を当社は負わないものとします。

1. 利用者が本サービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

2. 利用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

(1) 暴力団

(2) 暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(6) 暴力団等（上記(1)から(5)に掲げる者をいう。以下同じ。）と以下のいずれかにでも該当する関係を有する者

①暴力団等が経営を支配していると認められる関係

- ②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用したと認められる関係
 - ④暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - ⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係
- 3.利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 外務省その他の政府機関が適時発行する特定重要国民リスト、非協力国およびテロリストのリスト、またその他のリストにある団体 および個人（ただしこれに限定されるものではない）との取引であると当社が認識した場合

第15条 JRF Payに係る禁止事項

JRF Pay ウォレット保有者を含む利用者は、JRF Pay サービスの利用に際し、以下に記載することを行ってはなりません。

- (1) 預金目的で JRF Pay ウォレットまたは JRF Pay を保有または利用する行為。
- (2) マネー・ローンダリング目的で JRF Pay ウォレットを保有し、または JRF Pay ウォレットをマネー・ローンダリングに利用する行為。
- (3) 不正な方法により JRF Pay を取得し、または不正な方法で取得された JRF Pay であることを知って利用する行為。
- (4) JRF Pay ウォレットまたは JRF Pay を偽造もしくは変造し、または偽造もしくは変造された JRF Pay であることを知って利用する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (6) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- (7) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
- (8) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
- (9) 当社または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
- (10) JRF Pay を当社所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為。
- (11) 同一または類似の行為を繰り返す等通常の利用の範囲を超えた利用行為。
- (12) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。
- (13) その他、当社が不適当と判断した行為。

第16条 必要措置の実施

1 当社は、利用者が JRF Pay サービスの利用にあたって適用される規約、約款、約定等（本規約を含みますが、これに限りません。）に違反したまたは違反するおそれがあると認めた場合（前条各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当社が判断する場合を含みますが、これらに限りません。）、あらかじめ利用者に通知することなく必要措置を講じることができるものとします。

2 当社は、同一の利用者により複数の JRF Pay ウォレットの保有または利用がなされていると判断した場合、当該利用者が当社または提携企業実施のキャンペーン参加等によって付与を受けた JRF Pay の全部または一部について、失効させる等の必要措置を講じることができるものとします。

3 前二項の規定にかかわらず、当社は、他の利用者その他のいかなる第三者に対しても、利用者の違反を防止または是正する義務を負いません。

第17条 超過利用時の措置の実施

JRF Pay による決済時に利用可能残高を超えて加盟店に支払いをすることはできません。この場合、利用者は、当該加盟店に対し差額分を現金にて代金決済する必要があります。

第18条 サービスの中止・中断等

1 当社は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによるシステムの中止または中断の必要があると認めたときは、利用者に事前に通知することなく、JRF Pay サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。当社は、これにより利用者に損害が生じた場合であっても責任を負いません。

2 利用者は、JRF Pay サービスを利用するにあたり、必要な機器、通信手段等を、利用者の費用と責任で用意しなければなりません。

3 利用者が JRF Pay サービスを利用できない機種端末に JRF Pay ウォレットを引き継いだ場合には、JRF Pay サービスのご利用は中止または中断するものとします。ただし利用者が、その後当該 JRF Pay ウォレットを、JRF Pay サー

ビスを利用可能な機種端末で引き継いだうえで、当該 JRF Pay ウォレットを引き継いだ場合は JRF Pay サービスが再開します。

4 JRF Pay ウォレットに登録したメールアドレスを削除した場合には、JRF Pay サービスのご利用は中止または中断されるものとします。この場合、JRF Pay ウォレットに再度メールアドレスを登録することで JRF Pay サービスが再開します。

第 19 条 JRF Pay の解約等による終了および終了後の措置

1 利用者は、当社所定の手続を経て、JRF Pay ウォレットを解約することができます。

2 理由の如何を問わず、JRF Pay ウォレットの解約、削除等が行われた場合には、JRF Pay ウォレットを含む JRF Pay サービスに関する一切の Pay ウォレットは終了し、JRF Pay の残高は失効するものとし、当該 JRF Pay に関する一切の Pay ウォレットに登録された JRF Pay、利用履歴、その他一切の利用者の権利および情報は、本規約に定めるものを除き、理由を問わず、すべて消滅するものとします。ただし、有効な JRF Pay が残存する場合（なお、当社が必要措置として JRF Pay の失効を行った場合、有効な JRF Pay は残存しないものと取り扱われます。）で、かつ JRF Pay ウォレットの解約理由が以下に掲げる場合に該当する場合には、かかる残存する有効な JRF Pay から第 12 条で定める払戻手数料およびこれに対する消費税相当額を差し引いた残額を、JRF Pay ウォレット保有者のあらかじめ指定する銀行口座に振り込む方法により払い戻すものとします。もっとも、終了時に JRF Pay ウォレットに残っている JRF Pay の残高が、払戻手数料およびこれに対する消費税相当額の合計を超えない場合は、この限りではありません。利用者が誤って JRF Pay ウォレットを終了させた場合であっても、JRF Pay サービスに関する一切の権利および情報の復旧はできませんのでご注意ください。

(1) 在留期間の満了等により帰国をする場合

(2) 在留期間の満了等により本人確認書類にある有効期間が失効し、新たな有効な本人確認書類の提示がなされない場合

(3) 居住地を日本以外の国外に変更する場合

(4) 利用者の相続人又は後見人により解約がなされた場合

(5) JRF Pay AP を稼働させるための通信接続が困難な国内の居住地に転居した場合

3 JRF 利用規約に基づき JRF Pay ウォレットが削除された場合には、当該 JRF Pay ウォレットに紐付く JRF Pay に関する一切のサービスが終了し、前項が適用されるものとします。

第 20 条 長期間使用されない JRF Pay の失効、JRF Pay ウォレットの削除等

1 JRF Pay ウォレット内の JRF Pay の残高が最後に増減した日から 5 年間増減がない場合には、JRF Pay ウォレット内のすべての JRF Pay が失効するものとします。

2 前項の場合、JRF Pay の残高にかかわらず、返金はしないものとします。

3 第 1 項に加えて、当社は、JRF Pay サービスが最後に利用された日から 5 年間利用がない JRF Pay ウォレットを、利用者に何らの通知することなく、当社の裁量により削除することができるものとします。この場合、前条第 2 項に従って処理されます。

第 21 条 利用者の責任

1 利用者は、利用者ご自身の責任において JRF Pay サービスを利用するものとし、JRF Pay サービスの利用において行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。

2 利用者は、JRF Pay サービスを利用したこと起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社が直接的もしくは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

3 利用者が JRF Pay による決済を取り消した場合には、利用者の責任において取消に係る決済を行った加盟店に対して当該取引で利用された JRF Pay の返金請求を行うものとし、利用者は当社に対して当該請求を行わないものとします。

第 22 条 JRF Pay サービスの利用

1 利用者は、JRF Pay による決済を日本国内の加盟店の店舗およびウェブサイトにおけるインターネットショッピングにおいて利用することができます。

2 利用者は、加盟店で商品等の購入時に JRF Pay AP の QR コードを JRF Pay 店舗の端末にかざすことで、JRF Pay ウォレットの利用可能残高の範囲内で、JRF Pay による決済ができます。

3 一部の加盟店、もしくは当社または加盟店が指定した特定の商品等については、JRF Pay による決済ができない場合があります。

第 23 条 JRF Pay サービスに係る禁止事項

利用者は、JRF Pay サービスの申込みまたは利用にあたり、以下に記載することを行ってはなりません。

(1) 当社に虚偽の情報を申告する行為。

- (2) JRF Pay の複製、偽造、変造、印刷および改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合を含みます。以下総称して、「複製等」といいます。）を行うこと、または JRF Pay が複製等されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、JRF Pay を利用する行為。
- (3) JRF Pay における情報を第三者に開示、公開、またはウェブサイトにアップロードする行為。
- (4) 第三者に対して、JRF Pay を貸与して利用させたり、その譲渡、質入れその他の担保権を設定する行為。
- (5) 他の利用者になりすます行為。
- (6) 換金を目的として JRF Pay による決済を行う行為。
- (7) 既に JRF Pay の残高の超過利用が生じている場合、またはその超過利用が生じることを知りながら、JRF Pay による決済を行う行為。
- (8) 前各号のほか、法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- (9) その他、当社が不適当と判断した行為。

第 24 条 当社の免責等

- 1 当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により利用者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社または利用者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により利用者に生じた損害の賠償は、当該損害が発生した月に利用者が購入した JRF Pay の購入額を上限とします。
- 2 当社は、不正利用が疑われる取引を認識した場合には、利用者に対し、当社所定の方法により、通知するものとします。

第 25 条 不正利用

- 1 JRF Pay ウォレットが不正利用されたことにより JRF Pay ウォレット保有者に損害が生じた場合、当社の責任は、当社の過失（重過失を除きます。）により生じた損害のうち、現実に発生した直接かつ通常の損害額を上限とします。ただし、当社の故意又は重過失の場合をこの限りではありません。
- 2 利用者は、利用者は、JRF Pay サービスの利用に必要なアプリをインストールした端末等の紛失又は盗難、パスワードの盗取等により、自己の端末等又は JRF Pay ウォレットが第三者に不正に利用される可能性が生じた場合又は不正に利用されたことを知った場合、直ちに当社にその旨を届け出るものとし、当社の指示に従い損害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるものとします。利用者がこれに違反したことにより発生した損害については、当社はその責めを負わないものとします。
- 3 当社は、前項の届出を受けた場合、当社が必要と判断した場合には、あらかじめ利用者には通知することなく必要措置を講じることができるものとします。

第 26 条 利用者への告知、登録情報の変更等

- 1 JRF Pay サービスに関する当社から利用者への連絡は、当社ウェブサイト内の適宜の場所への掲示、JRF Pay AP 内の閲覧等を通じ、その他当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 利用者からの JRF Pay サービスに関する当社への連絡は、当社のウェブサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームの送信または当社が指定する方法により行っていただきます。
- 3 利用者は、当社に登録する一切の情報（利用者自身に関する情報を含みますが、これに限りません。）について変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により当該変更を当社に届け出なければなりません。
- 4 当社は、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送した場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 27 条 JRF Pay の利用等によるポイントの取得、利用等

利用者は、加盟店における JRF Pay による代金決済その他当社所定の場合に、所定の方法により、当社が定める JRF ポイントを当社が付与することで可能となります。

第 28 条 本規約の変更・廃止

- 1 経済情勢の変化、法令の改廃その他の当社の都合により、本規約は変更または廃止できるものとします。
- 2 本規約を変更または廃止したときは、第 26 条に定める告知方法および当社のウェブサイトにおける表示により告知するものとします。
- 3 本規約の変更があった場合、利用者は、本契約の変更後も引き続き JRF Pay サービスを利用することにより、当該変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第 29 条 準拠法

本規約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 30 条 管轄ならびに言語

1 JRF Pay サービスに起因または関連して利用者とは当社との間に生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本規約の日本語版と他言語版で条文の内容や解釈に不一致のある場合は、日本語版が優先するものとします。

第31条 苦情相談窓口

1 当社のサービスに関するお問い合わせ窓口は以下の通りです。

JRF Pay サービスのお問い合わせ先

〒105-0013 東京都港区浜松町一丁目2番15号モデューロ浜松町ビル3階

電話番号：03-5733-4337

Email：complain@jpremit.com